

令和7年度 南 砺 市 立 保 育 園 審 議 会 （ 第 1 回 ）

日時：令和7年12月24日（水）

午前10時00分～

場所：市役所別館3階大ホール

1 開会

2 報告事項

（1）令和8年度の保育園等の定員と入園申込状況について 資料1

（2）第2次南砺市公共施設再編計画改訂に係る保有すべき保育園等の施設数に関する提言書の内容及び進捗について 別冊 提言書

ア．子育て支援センターについて 資料2

3 協議事項

（1）第2次南砺市公共施設再編計画改訂に係る保有すべき保育園等の施設数に関する提言書の内容及び進捗について 別冊 提言書

ア．「福光南部あおぞら保育園」統合について 資料3

イ．「城端さくら保育園」認定こども園への移行について 資料4

（2）乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）の令和8年度からの実施に向けて 資料5

4 その他

次回 第2回南砺市保育園審議会

日時：令和8年2月20日（金） 午後2時～

場所：南砺市役所別館3階大ホール

5 閉会

南砺市立保育園審議会委員

任期: 令和6年4月1日～令和8年3月31日

No	出欠	役職	職名等	氏名	団体名など	備考
1		会長	学識経験者	宮田 徹	富山短期大学 副学長	
2		副会長		木下 三喜子	南砺市保育スーパーバイザー	
3			市民生委員児童委員連絡協議会	得能 金市	市民生委員児童委員連絡協議会 会長	
4			市立保育園保護者代表	山根 正行	城端さくら保育園	
5				野村 将史	井波にじいろ保育園	
6				西 奈津代	福野ひまわり保育園 代理	新
7				嶋 潤之介	福光どんぐり保育園	
8			市地域づくり協議会連合会	松本 久介	城端地域代表者	
9				南田 実	平地地域代表者	
10				田中 進	上平地域代表者 代理	新
11				野原 宏史	利賀地域代表者 代理	
12				高野 豊	井波地域代表者	新
13				長田 貢	井口地域代表者	
14				畠中 俊夫	福野地域代表者	新
15				戸成 博宣	福光地域代表者	
16			市保育士会	中段 久美子	市保育士会 会長	新
17			公募委員	北野 恵美	平みどり保育園	
18				森井 勇真	上平保育園 代理	
19				米倉 真理	利賀ささゆり保育園	
20				谷 奈津紀	井口保育園	

事務局	山田 智紀	総合政策部長	
	山田 千佳子	こども課長	
	石崎 裕子	こども課主幹・保育園係長	
	山田 真由美	こども課主幹	
	高瀬 夕紀	こども課主幹	
	藤井 志保	こども課副主幹	
	窪田 晋一	こども課主任	

○南砺市立保育園審議会条例

平成18年9月25日

条例第58号

(設置)

第1条 市立保育園の組織及び運営の適正化並びに保育機能の充実を図るため、南砺市立保育園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 市立保育園の統合に関する事項
- (2) 市立保育園の民営化に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立保育園入園児童の保護者の代表
- (3) 地域づくり協議会が連絡協議をするために組織する団体の代表
- (4) 市民生委員児童委員連絡協議会の代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、その議長を務める。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日条例第22号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月24日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和8年度の保育園等の定員と入園申込状況について

資料1

1 利用定員の設定

R7.10現在

No.	公 私 別	施設名	令和8年度利用定員					令和 7年度 定員 変更	(参考) 認可定員関係						
			利用定員						令和7年度				令和8年度 見込み		
				1号	2号	3号			令和 7年度 認可定員	令和7年 4月1日 入園児数	令和7年 10月1日 入園児数	令和8年 3月31日 児童数 (見込)	令和 8年度 認可定員	令和8年 4月1日 児童数 (見込)	令和9年 3月31日 児童数 (見込)
				3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳								
			人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人
1	公	城端さくら保育園	150		90	45	15	○	150	115	118	124	150	107	119
2	公	平みどり保育園	30		18	9	3		30	11	11	12	30	10	12
3	公	上平保育園	30		18	9	3	○	30	14	15	14	30	12	14
4	公	利賀ささゆり保育園	20		13	5	2		20	10	12	11	20	8	9
5	公	山野保育園	55		36	15	4	○	55	36	42	45	55	37	43
6	公	井口保育園	30		18	9	3	○	30	18	20	19	30	20	23
7	公	福野ひまわり保育園	160		90	55	15	○	160	125	136	138	160	112	128
8	公	福野おひさま保育園	200		120	65	15	○	200	149	160	167	200	141	158
9	公	福光どんぐり保育園	150		90	45	15	○	150	107	115	120	150	98	107
10	公	福光南部あおぞら保育園	30		18	9	3	○	30	24	26	25	30	18	19
11	公	福光東部かがやき保育園	130		75	45	10	○	130	106	112	116	130	99	107
12	私	喜志麻保育園	0					○	65	56	62	63			
保育所計			985		586	311	88		1,050	771	829	854	985	662	739
12	公	保育所型認定こども園 井波にじいろ保育園	210	10	120	65	15	○	210	147	153	166	210	142	153
13	私	幼保連携型認定こども園 福野青葉幼稚園	115	15	52	42	6		115	104	114	111	115	101	117
14	私	幼保連携型認定こども園 福光青葉幼稚園	60	10	33	13	4	○	60	53	57	58	60	49	52
15	私	幼保連携型認定こども園 喜志麻保育園(予定)	55	5	21	22	7	○					55	39	50
認定こども園計			440	40	226	142	32		385	304	324	335	440	331	372

※広域入所含む

※赤文字は、令和8年度から変更となったもの

【参考】

教育・保育施設の「定員」について

1 利用定員について

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・利用者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、※「認可定員の範囲内で定める定員のことで、

「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき南砺市が定めますが、設定に際しては、子ども子育て会議での意見聴取を行うことが、子ども・子育て支援法に規定されています。

2 認可定員について

認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。教育・保育施設については富山県が認可を行い、地域型保育事業については南砺市が認可を行います。

教育・保育施設の認可定員の考え方(定員弾力化の定め)

- ① 児童の全体的な増減状況を十分に把握し、市町村ごとの定員充足率は概ね90%をめどとする。
- ② 「定員充足率が80%未満となる保育所」については、定員の見直しを検討する。
- ③ 教育・保育施設の認可定員は、最低20人以上とする。
- ④ 連続する過去2年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均定員充足率（当該年度内における各月の初日の在所人数の総和を各月の初日の許可定員の総和で除したもの）が120%以上」の保育所は、原則として定員の見直しを行う。

認定区分について

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

【参考】

【南砺市の地域別・年齢別 就学前児童数】

各年3月31日現在

年齢別人口	年	就学前児童数 (単位:人)						
		総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
市内全域	R2	1,784	251	286	296	293	325	333
	R3	1,701	242	255	287	297	292	328
	R4	1,605	218	253	247	295	297	295
	R5	1,532	225	222	251	246	293	295
	R6	1,423	182	226	223	250	248	294
	R7	1,298	160	186	225	229	252	246
城端地域	R2	231	34	38	44	34	36	45
	R3	214	25	35	38	46	33	37
	R4	207	28	31	34	39	42	33
	R5	205	25	30	34	35	38	43
	R6	181	18	23	32	33	35	40
	R7	161	19	19	22	33	33	35
平地域	R2	19	1	2	3	4	4	5
	R3	20	5	1	2	3	5	4
	R4	18	2	5	1	2	3	5
	R5	11	1	1	4	1	2	2
	R6	13	3	0	2	4	2	2
	R7	12	1	3	0	2	4	2
上平地域	R2	19	3	1	4	6	1	4
	R3	18	3	3	1	4	6	1
	R4	20	3	3	3	1	4	6
	R5	16	3	3	3	3	1	3
	R6	15	2	3	3	3	3	1
	R7	16	1	2	3	4	3	3
利賀地域	R2	16	4	4	2	1	3	2
	R3	15	3	3	4	2	1	2
	R4	19	4	3	4	4	3	1
	R5	17	2	4	2	3	4	2
	R6	13	0	1	3	2	3	4
	R7	10	1	1	0	3	2	3
井波地域	R2	293	43	44	51	43	53	59
	R3	278	37	44	45	51	45	56
	R4	254	35	35	43	46	51	44
	R5	265	44	39	38	44	49	51
	R6	245	30	43	41	38	43	50
	R7	235	34	34	44	43	39	41
井口地域	R2	40	3	7	5	5	10	10
	R3	38	8	3	7	5	5	10
	R4	32	2	10	3	7	5	5
	R5	29	4	2	9	3	6	5
	R6	25	2	3	2	9	3	6
	R7	23	3	2	4	2	9	3
福野地域	R2	599	84	102	99	102	105	107
	R3	582	88	88	101	100	100	105
	R4	570	88	87	89	103	102	101
	R5	532	78	84	85	85	101	99
	R6	505	73	80	82	84	87	99
	R7	460	56	71	78	81	86	88
福光地域	R2	567	79	88	88	98	113	101
	R3	536	73	78	89	86	97	113
	R4	485	56	79	70	93	87	100
	R5	457	68	59	76	72	92	90
	R6	426	54	73	58	77	72	92
	R7	381	45	54	74	61	76	71

令和3年5月24日

南砺市長 田中 幹夫 殿

南砺市立保育園審議会

会長 宮田 徹

南砺市の公共施設再編計画改訂に係る

保有すべき保育園等の施設数に関する提言書

当審議会に対し協議依頼のあった「南砺市の公共施設再編計画改訂に係る保有すべき保育園等の施設数」について協議した結果、次のとおり意見をまとめましたのでここに提言します。

なお、今後の南砺市の幼児教育・保育環境の整備にあたり、未来を担う子どもたちの利益を最優先に考え、広く保護者をはじめとした市民の意見を聴取した上で、丁寧な説明・周知を行い、取組を進めていただきますよう要望します。

提 言

「保有すべき保育園等の施設数」について、次のとおり提言する。

ア. 保育園について

1 保育園数及び配置

保育園は、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。また、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

しかしながら、少子化による園児数の減少に伴い、幼児教育・保育の上で望ましい集団生活を実施する環境の確保ができなくなる状況が発生しつつある。

そこで、小学校教育との円滑な接続にも配慮し、子どもの発達と学びを支える幼児教育を行うため、小・中学校の義務教育学校への移行や統合の動向を見ながら、保育園の統合及び複合化について検討されたい。また、そのプロセスにおいて、地域の特性に配慮しながら必要な支援を講じられたい（年次計画は【別紙】を参照）。

イ. 子育て支援センターについて

2 子育て支援センター数及び配置

保育園入園の低年齢化により子育て支援センターの利用者は減少傾向にあるが、地域子育て支援拠点施設として重要である。施設が担う役割や位置づけを明確にし、妊娠期から子育て期までの切れ目のない、そして誰ひとり取り残さない子育て支援の体制を構築するため、旧町単位で4施設に集約する方向が望ましい（年次計画は【別紙】を参照）。

3 「保有すべき保育園等の施設数」の検討について

「保有すべき保育園等の施設数」については、園児数の推移、保護者や地域からの要望、施設の耐用年数などを踏まえて、今後も引き続き、必要な時期に当審議会で協議していく。

第2次南砺市公共施設再編計画改訂に係る保有すべき施設数

【保育園・子育て支援センター】

小分類	H31.3末現在 保有施設数	公共施設再編計画改訂保有数（案）		
		中期	長期	
		R2～R7	前期 R8～R17	後期 R18～R27
ア. 保育園について		12	11	7 … 保育園（単独）の数 9 … 複合施設を含めた保育園の数
保育園	12	現在の施設数を維持する。	① 山野保育園を井波にじいる保育園へ統合 ※ 園児数の減少や、保護者や地域からの要望、施設の老朽化により大規模修繕が必要になった時点で協議する。	① 園児数の推移と施設の状況により、当面維持
			② 利賀ささゆり保育園を複合教育施設『アーパス』へ複合化 ※ 利賀小学校と利賀中学校の義務教育学校への移行の検討にあわせて協議する。	② 地域による義務教育学校設置の協議において、現状維持を決定
			③ 上平保育園と平みどり保育園を他の施設へ複合化 ※ 上平小学校と平中学校の義務教育学校への移行の検討にあわせて協議する。	③ 地域による義務教育学校設置の協議において、現状維持を決定
			④ 福光南部あおぞら保育園を福光どんぐり保育園と福光東部かがやき保育園へ統合 ※ 福光南部小学校の福光中部小学校と福光東部小学校への統合にあわせて協議する。	④ 令和6年度からの学校統合検討の状況をみながら、協議を進める。
		● 今後の出生数の推移は、減少傾向にあるが、入園児の見込み数を人口ビジョンの目標値（250人／年）に設定し、通園距離・時間（30分以内）に考慮しつつ、段階的に統合と複合化を進め、R27までに7施設（9園）を維持する。		
イ. 子育て支援センターについて		4	4	4
子育て支援センター	8		● R2から子育て支援センター「なかよし」（山野保育園併設）と子育て支援センター「コスモス」（福光南部あおぞら保育園併設）を廃止し6施設とした。	
			● R3から実施している「SNSを活用した保護者のネットワークづくり事業」（別紙資料）や現在検討を進めている「子育て支援センターのあり方」、今後の出生見込み数と低年齢児（0・1・2歳児）の保育園等への入園の増加による利用対象者（未就園児）の減少等を勘案しながら、 <u>孤立を防止し安心できる子育て環境をより効果的に提供できるよう、旧町単位で集約し、4施設を保有する。</u>	
			● 中期において、子育て支援センター「あつぷる」（福野おひさま保育園併設）と子育て支援センター「にこにこ」（福光どんぐり保育園併設）を廃止する。	



基本的な考え

「第2次南砺市公共施設再編計画改訂」の中期において、子育て支援センター「あっぶる」（福野おひさま保育園）と子育て支援センター「にこにこ」（福光どんぐり保育園）を廃止する。

保有の方向性及びスケジュール

地域	No.	施設名称	延べ床 面積 (㎡)	耐用年度 到来年度	保有期限				備考
					中期(R2～R7)				
					令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	
城端	1	城端さくら保育園 (さくらんぼ)	269	R32	⇒	⇒	⇒	⇒	
井波	2	認定こども園 井波にじいろ保育園 (きらきら)	212	R41	⇒	⇒	⇒	⇒	
福野	3	福野ひまわり保育園 (たんぼぼ)	192	R39	⇒	⇒	⇒	⇒	
福野	4	福野おひさま保育園 (あっぷる)	176	R40	⇒	⇒	⇒		令和7年度から保育園 として維持
福光	5	福光どんぐり保育園 (にこにこ)	191	R17	⇒	⇒	⇒	⇒ 令和7年度末まで開所	令和8年度から保育園 として維持
福光	6	福光東部かがやき保育園 (ほほえみ)	193	R31	⇒	⇒	⇒	⇒	
計			1233		1233	1233	866	866	



保有の方向性の背景

- ①子育て支援センターの利用者数の変化
 - ・少子化が進み、子育て中の家庭が減少している
 - また、0,1歳児の入園率が高くなり、子育て支援センター利用対象者が減少している
 - ・利用日によっては、利用者が一組だけの日があり、保護者同士のネットワークが作れない状況が生じている
- ②子育て支援センターの利用状況
 - ・地域による利用制限はなく、どこの地域に住んでいても、市内すべての子育て支援センターの利用ができる
- ③SNS等を活用した保護者のネットワークづくり
 - ・子育て支援アプリ「なんとHug」を活用し、保護者同士のネットワークづくりを促進する

再編後のイメージ



拠点化することで、子育て支援センターに利用者が集まり、子ども同士、保護者同士のコミュニケーションの時間が多くなる。





利用状況

(人数)

	さくらんぼ		きらきら		たんぽぽ		あつる		にこにこ		ほほえみ		合計	
	平均親子 組数/日	利用者 合計	平均親子 組数/日	利用者 合計	平均親子 組数/日	利用者 合計	平均親子 組数/日	利用者 合計	平均親子 組数/日	利用者 合計	平均親子 組数/日	利用者 合計	平均親子組数 /日	利用者合計
R7年度 (10月まで)	7.6	2,481 (236)	5.0	1,529 (127)	9.8	3,986 (361)			6.7	2,054 (192)	4.5	1,437 (134)	5.6	11,487
R6年度	5.0	2,644 (147)	5.5	2,811 (176)	6.9	4,540 (281)	4.5	2,334 (153)	5.2	2,739 (157)	4.9	2,544 (158)	5.3	17,612
R5年度	4.0	1,996 (148)	5.6	2,600 (254)	5.9	1,592 (229)	6.2	3,070 (198)	5.6	2,806 (154)	5.7	3,100	5.5	15,164
R4年度	3.6	1,764 (106)	4.0	2,028 (128)	4.8	3,090 (202)	4.9	2,433 (135)	4.4	2,743 (217)	3.8	1,979	4.3	14,037
R3年度	4.6	2,068 (113)	3.6	1,613 (119)	6.1	3,549 (251)	5.8	2,657 (162)	5.2	3,075 (234)	5.8	1,388 (257)	5.2	14,350 (1,136)

※「たんぽぽ」は福野ひまわり保育園床修繕工事のため、R5.7月からR6.1月まで休所

※日曜サロンは「たんぽぽ」（R5年度のみ7月からR6.1月まで「きらきら」）

土曜サロンは「福光児童館きっずらんど」（R4年度まで「にこにこ」）で実施

※R3～R7年度利用者合計欄カッコ書きの数字は子の実利用者数



福光地域の保育園等施設の在園児数及び令和8年度入園予定数

※広域受託含まず		令和7年度（11月1日）							令和8年度（予定）						
クラス		0	1	2	3	4	5	計	0	1	2	3	4	5	計
1	福光どんぐり保育園在園児数	7	12	16	21	29	29	114	8	14	14	20	21	30	107
	在園児数のうち、福光南部小学校区からの通園 （広瀬館、西太美、東太美、太美山）			1		1	1	3	1	1		1		1	4
2	福光東部かがやき保育園在園児数	4	15	29	21	22	21	112	7	13	16	29	21	21	107
	在園児数のうち、福光南部小学校区からの通園 （広瀬館、西太美、東太美、太美山）			1		1		2				1		1	2
3	福光青葉幼稚園在園児数	2	3	7	10	14	12	48	1	5	5	10	15	17	53
	在園児数のうち、福光南部小学校区からの通園 （広瀬館、西太美、東太美、太美山）		1	0	3	1	3	8			1	1	3	1	6
4	喜志麻保育園在園児数	8	14	18	6	5	5	56	0	8	12	10	6	5	41
	在園児数のうち、福光南部小学校区からの通園 （広瀬館、西太美、東太美、太美山）	3	2	2	2	0	0	9	0	3	2	2	2	0	9
5	福光南部あおぞら保育園在園児数	2	6	5	1	2	10	26	1	3	6	5	2	2	19
	（広瀬館、西太美、東太美、太美山）校区児童数	3	7	9	8	8	9	44	未	3	7	9	8	8	35
								59%							54%
	（広瀬館、西太美、東太美、太美山）以外からの通園	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1

※注意：「出生予定」が「入園予定」としての計上あり



統合の背景と方向性 ※「別冊 提言書」参照

- ①福光南部あおぞら保育園を福光どんぐり保育園と福光東部かがやき保育園へ統合。福光南部小学校の福光中部小学校と福光東部小学校への統合に合わせて協議する。
- ②「第2次南砺市公共施設再編計画改訂」に係る保有すべき施設数として「令和6年度からの学校統合検討の状況をみながら、協議を進める」としている。
- ③令和7年度「福光地域学校統合検討委員会」において【小学校・中学校ともに統合時期を令和10年4月1日とすることで合意】

協議の進め方（案）

日 時	会 議	内 容
令和7年12月24日	第1回南砺市立保育園審議会	統合に向けて「協議の進め方」と「統合の時期」を確認
令和8年1月下旬 ～2月上旬	福光南部小学校区を対象に地元説明会	統合に向けて「統合の時期」の説明
令和8年2月20日	第2回南砺市立保育園審議会	地元説明会の報告



「福光南部あおぞら保育園」統合について

資料3



統合の時期（案）

	案① なるべく早い時期に統合	案② 小学校統合と同じ時期に統合	案③ 小学校統合の後に統合
統合時期	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
ポイント	■小学校入学前から交流が可能となり、 <u>集団生活に慣れた環境から、新統合小学校生活を始められる。</u>	■小学校入学前の交流が少なく、 <u>新統合小学校生活から、集団生活が始まる。</u>	■小学校入学前の交流が少なく、 <u>新統合小学校生活から、集団生活が始まる。</u>



統合の時期（案）

案① なるべく早い時期に統合 令和9年4月1日			
	令和8年度 (予定数19人)	令和9年度 (見込み数17人)	令和10年度
5歳児 (2人)	令和9年3月末 福光南部あおぞら保育園 (年長児) 卒園	令和9年4月 福光南部小学校へ入学 (1年生)	令和10年4月 新統合小学校へ 統合 (2年生)
4歳児 (2人)		令和9年4月 希望園へ 転園 (年長児) 令和10年3月末 卒園	令和10年4月 新統合小学校へ 入学 (1年生)
3歳児 (5人)		令和9年4月 希望園へ 転園 (年中児)	令和11年3月末 希望園 (年長児) 卒園

■小学校入学前から交流が可能となり、集団生活に慣れた環境から
新統合小学校生活を始められる。



「福光南部あおぞら保育園」統合について

資料3



統合の時期（案）

案② 小学校統合と同じ時期に統合 令和10年4月1日			
	令和8年度 (予定数19人)	令和9年度 (見込み数17人)	令和10年度
5歳児 (2人)	令和9年3月末 福光南部あおぞら保育園 (年長児) 卒園	令和9年4月 福光南部小学校へ入学 (1年生)	令和10年4月 新統合小学校へ 統合 (2年生)
4歳児 (2人)		令和10年3月末 福光南部あおぞら保育園 (年長児) 卒園	令和10年4月 新統合小学校へ 入学 (1年生)
3歳児 (5人)		令和9年4月 福光南部あおぞら保育園 (年中児)	令和10年4月 希望園へ 転園 (年長児) 令和11年3月末 卒園

■小学校入学前の交流が少なく、**新統合小学校生活から集団生活が始まる。**



統合の時期（案）

案③ 小学校統合の後に統合 令和11年4月1日				
	令和8年度 (予定数19人)	令和9年度 (見込み数17人)	令和10年度	令和11年度
5歳児 (2人)	令和9年3月末 福光南部あおぞら 保育園 (年長児) 卒園	令和9年4月 福光南部小学校へ 入学(1年生)	令和10年4月 新統合小学校へ 統合(2年生)	令和11年4月 新統合小学校 (3年生)
4歳児 (2人)		令和10年3月末 福光南部あおぞら 保育園(年長児) 卒園	令和10年4月 新統合小学校へ 入学(1年生)	令和11年4月 新統合小学校 (2年生)
3歳児 (5人)		令和9年4月 福光南部あおぞら 保育園(年中児)	令和11年3月末 福光南部あおぞら 保育園(年長 児) 卒園	令和11年4月 新統合小学校へ 入学(1年生)

■小学校入学前の交流が少なく、新統合小学校生活から集団生活が始まる。

福光地域学校統合検討委員会の経過

①第3回検討委員会まで

- ・統合の検討を進めることで合意し、「統合時期」→「統合後の学校数」→「統合小学校・統合中学校で使用する校舎」の順番で検討を進めることを確認しました。

②第4回～第8回検討委員会

開催回	開催日	協議事項・確認事項
第4回	R7.6.17	・ <u>小学校・中学校ともに、統合時期を令和10年4月1日とする</u> ことで合意
第5回	R7.8.6	・ <u>統合後の学校数は、小学校・中学校ともに1校ずつとする</u> ことで合意
第6回	R7.10.14	・ <u>福光南部小学校の統合時期は、令和10年4月1日とする</u> ことを確認（当初の案のとおり） ・ 統合校の使用する校舎に関しては、第7回検討委員会で継続協議
第7回	R7.11.10	・ <u>統合小学校の校舎は福光中部小学校、統合中学校の校舎は吉江中学校のものを使用する方向で進めていく</u> ことを確認。なお、 <u>第8回検討委員会を開催するまでの間に、各団体への確認・周知期間を設ける。</u> ・ 上記の案をもとに、12月中に教育委員会で提言書の草案を作成し、検討委員に送付
第8回	R8.1月中旬 (予定)	・ <u>統合校の使用する校舎を決定の上、提言書の内容を協議</u>

【参考】統合校の使用する校舎3案について

資料3

◆統合校の使用する校舎を検討委員会で協議するに当たり、以下の3案を比較・検討しました。

【比較表】	両方とも片方の校区に集約配置		福光中学校校区に1校・吉江中学校校区に1校配置
使用する校舎案	案① 福光東部小学校 吉江中学校	案② 福光中部小学校 福光中学校	案③ 福光中部小学校 吉江中学校
ポイント	・公共交通でのアクセスが良く、特認校制度等の他地域からの通学も容易。 ・学校施設はコンパクトで、維持管理しやすく、ランニングコストも最も抑えられる。	・施設が広い。小学校は大規模改修から年数が浅く、設備も比較的新しい。 ・旧南砺福光高校の校舎を活用し、児童館や放課後児童クラブとして活用できる可能性がある。	・従来の校区を考慮した配置となっている。 ・子どもは9年間で福光地域全体で学ぶ機会を得られ、福光地域全体で子どもを育てるという機運も高まる。

・両方とも片方の校区に集約配置するメリットも挙げられましたが、「従来の校区を考慮し、かつ、福光地域全体で子どもを育てる」という考え方を踏まえ、第7回検討委員会で、統合校の校舎案として「案③ 福光中部小学校・吉江中学校」を提示。

⇒統合校で使用する校舎を「福光中部小学校・吉江中学校」という方向に進めていくことになりました。



「認定こども園」とは

幼稚園と保育所の両方の機能・特色を併せ持った施設です。

- **幼保連携型**: 幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持ち、一体的な運営を行う単一の施設。最も一般的なイメージ。
- **幼稚園型**: 認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を提供し、子育て支援も行うタイプ。
- **保育所型**: 認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもにも教育の時間を提供し、子育て支援も行うタイプ。
- **地方裁量型**: 認可外の施設でも、認定こども園の基準を満たし、地方公共団体の条例に基づいて認定されたタイプ。

「認定こども園」は、現代の多様な家庭のニーズに応えるため、幼稚園と保育所の良い点を組み合わせ、地域の子育て支援の拠点としての役割も担う新しいタイプの施設です。



市内「認定こども園」設置状況

- ①市内には公立1園・私立2園が設置されている。また、令和8年度からは私立1園が設置を予定しており、計4施設となる予定。
- ②城端地域、井口地域、五箇山地域に於いては「認定こども園」がない状況。
- ③南砺市地域づくり協議会連合会から「認定こども園」の増設の要望が提出されていること。

地域	施設名		備考
福野地域	私立	認定こども園「福野青葉幼稚園」	幼保連携型
井波地域	公立	認定こども園「井波にじいろ保育園」	保育所型
福光地域	私立	認定こども園「福光青葉幼稚園」	幼保連携型
	私立	認定こども園「喜志麻保育園」※令和8年度から	幼保連携型

移行スケジュール

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育園審議会へ提案	県へ「移行届出」の提出	公立 認定こども園（保育所型） 「城端さくら保育園」



「城端さくら保育園」認定こども園への移行について

資料4



「1号認定」の在園児数及び令和8年度入園予定

※「1号認定」とは【満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども】
(保育の必要性なし)

※広域受託含む		令和6年度(3月末)				令和7年度(11月1日)				令和8年度(予定)			
クラス		3	4	5	計	3	4	5	計	3	4	5	計
1 井波にじいろ保育園(1号)			2	1	3	2	1	2	5	2	2	1	5
	広域												
	城端地域(井口地域)												
	五箇山地域												
	井波地域		2	1	3	2	1	2	5	2	2	1	5
	福野地域												
	福光地域												
2 福野青葉幼稚園(1号)		9	4	8	21	6	2	3	11	3	5	2	10
	広域			1	1								
	城端地域(井口地域)												
	五箇山地域												
	井波地域												
	福野地域	9	4	7	20	6	2	3	11	3	5	2	10
	福光地域												
3 福光青葉幼稚園(1号)		2	2	0	4	4	4	1	9		3	3	6
	広域												
	城端地域(井口地域)		2		2	1		1	2		1		1
	五箇山地域												
	井波地域												
	福野地域												
	福光地域	2			2	3	4		7		2	3	5
4 喜志麻保育園(1号)					0				0				0
	広域												
	城端地域(井口地域)												
	五箇山地域												
	井波地域												
	福野地域												
	福光地域												

南砺市 乳児等通園支援事業 令和8年4月からの実施に向けて

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)制度概要①

●こども誰でも通園制度は、令和7年度から児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業」と規定され、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として、全ての自治体で実施することとされました。

●利用対象者は、子どものための教育・保育給付を受けていない(0歳6ヶ月～)満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、月一定時間までの利用可能枠(令和8年度は月10時間が上限:予定)の中で利用が可能とされています。

●民間事業者が、乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、南砺市条例で定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」(令和7年12月議会上程予定)に適合していることが条件となります。

こども[※]誰でも
通園制度



こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)制度概要②

1.こども誰でも通園制度の位置づけ

「南砺市こども計画」(「第3期南砺市子ども・子育て支援事業計画」)の事業の一つとなります。(計画書P84参照)

【事業量の見込と確保方策】

2025(令和7)年度は本格実施を見据えた形での試行的事業の実施をニーズにあわせて検討し、2026(令和8)年度からは新たな給付として事業を実施していきます。

量の見込みと確保方策		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
0歳児	①量の見込み (必要定員数、延べ人日)	4	4	4	4	4
	②確保方策	4	4	4	4	4
	乖離(②-①)	0	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み (必要定員数、延べ人日)	2	2	2	2	2
	②確保方策	2	2	2	2	2
	乖離(②-①)	0	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み (必要定員数、延べ人日)	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	乖離(②-①)	0	0	0	0	0

こども②でも
通園制度

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)制度概要③

2.こども誰でも通園制度の概要

制度の目的	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらないカタチでの支援を強化するため創設された制度
対象となるこども	0歳6ヶ月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
利用のしかた	市に申請して認定を受け、月あたり一定時間（10時間）まで、1時間単位で柔軟な利用が可能
利用金額	1時間あたり300円（※国基準額の予定）
利用要件	なし（保護者の就労等の有無を問わず利用可能）
対象施設	保育所、認定こども園など ※実施事業所に対して市町村の認可許可が必要

3.今後の予定

条例制定後、事業実施に向けた準備を進めます。

※本格実施に向けた準備スケジュール（次頁）

こども③でも
通園制度

本格実施に向けた準備スケジュール案

資料5

		R7年度												R8
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国	内閣府令・ 子子計画基本指針	子子計画基本指針改正・量の見込み手引き改正(9月頃)						内閣府令案(確認基準等)の発出(10月頃)						
都道府県	子ども・子育て支援 事業支援計画								提出	内閣府令(確認基準等)の公布(11月頃) ※認可基準も必要に応じて見直す予定				
市町村	計画 子ども・子育て支援 事業計画 (又は代用計画)	※子ども・子育て支援会議等への意見徴収に努める				都道府県との協議、		提出						
	条例 認可基準条例	「南砺市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例」12月議会議決					検討			検討				
	認可 認可手続きに 関する規定等						検討			制定・施行				
	認可に係る 受付・審査									認可受付・審査開始				
	確認 確認手続きに 関する規定等	「南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」⇒一部改正を3月議会上程予定						制定		制定・施行				
	確認に係る 受付・審査									確認受付・審査開始				
	意見 聴取 児童福祉審議会等 意見聴取										認可に係る意見聴取			

こども誰でも通園制度 本格実施

・あくまで想定であり、実際のスケジュールは異なる場合がある。